

事業主各位

(一社) 中部労働技能教習センター
長野県建設業協会長野支部

「小型移動式クレーン運転技能講習」のご案内

つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンを運転する業務には、労働安全衛生法により、小型移動式クレーン運転技能講習修了者でなければ従事することができません。つきましては、下記により小型移動式クレーン運転技能講習を実施しますので、この機会に受講されますようご案内致します。

また、玉掛け技能講習をお持ちでない方でも小型移動式クレーン運転技能講習が先に受講ができます。

講習会場	学科・実技 令和7年11月4日(火)～6日(木) 受付 7:45～ 開講 8:00	(一社)中部労働技能教習センター 長野実技場 長野市松代町東寺尾字観音前北 2681-3 TEL: 026-278-9255
------	---	--

※全日程とも講習開始時刻に遅刻した場合、理由の如何を問わず受講できません

コース別	受講資格等	所要日数	学科時間	実技時間	受講料 (税込)	教材費 (税込)
第1コース	① クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を有する者 ② 床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ③ 玉掛け技能講習修了者 ※上記①～③のいずれかに該当	3日	10時間	6時間	36,300円	2,200円
第2コース	第1コース以外の方	3日	13時間	7時間	38,500円	2,200円

※ 学科補講料: 30分 1,100円(税込) 実技補講料: 30分 1,650円(税込)

■ 受付定員 15名

※ コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に基づき当面の間、定員数を制限させていただきます。
また、発熱・咳等自覚症状のある場合は受講自粛として頂くほか、講習中はマスクの常時着用の徹底と、実技講習に使用する手袋の持参にご協力頂きますようお願い申し上げます。

■ 締切日

令和7年10月21日(火)

(ただし、定員になり次第締切。なお、一定の受講者数に満たない場合は、実施を見合わせる場合があります。)

■ 申込み

受講申込書に ①写真1枚(縦3cm×横2.5cm、裏面に名前明記)
②受講資格等①～③のいずれかの「修了証」又は「免許証」等の写し
③受講料・教材費

を添え、長野県建設業協会長野支部 長野市岡田町 124 (電話: 026-227-6226) へお申込み下さい。

※ 受講料・教材費を振込みの場合は、受付完了後下記まで納入ください。

振込先: 八十二銀行 長野駅前支店 普通預金 386-343

長野県建設業協会長野支部講習会 振込手数料は差し引かないでください。

■ 助成金等

長野労働局 職業安定部 職業対策課へお問い合わせ下さい。

TEL: 026-226-0866